

第4章 教育活動の推進

伝統や文化に関する教育

国際社会で活躍する人材の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることは、グローバル化する社会の中で異なる文化や歴史、生活習慣をもつ相手に敬意を払い、協働して課題を解決することができる「持続可能な社会づくりの担い手」の育成に資するものである。

1 教育基本法等への規定

教育基本法（平成18年12月公布）前文に、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進することが示され、第2条第5号には、教育の目標の一つとして、次のことが規定されている。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、教育基本法の教育理念を踏まえ、平成19年6月に公布された学校教育法には、「義務教育の目標」として第21条第3号に次のように示された。

我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これらの改正を受け、伝統や文化に関する教育は、学習指導要領の改訂において、教育内容に関する主な改善事項の一つとして示された。

2 各教科等における指導

学習指導要領では、教科等の指導において、例えば、次のような内容の充実が図られている。

国語…和歌・物語・俳諧、漢詩・漢文などの古典や物語、詩、伝記、民話などの近代以降の作品に触れ、理解を深める。

社会・地理歴史・公民…我が国や郷土の発展に尽くした先人の働きや、伝統的な行事、芸能、文化遺産について調べるなど、様々な伝統や文化に関する学習を重視する。

音楽…唱歌や民謡、郷土に伝わる歌、和楽器などについての指導を充実する。

美術…我が国の美術や文化に関する指導を充実する。

書道…日本の書の歴史・文化について理解を深める。

保健体育…武道の指導を充実する。

技術・家庭…衣食住にわたって伝統的な生活文化に親しみ、その継承と発展を図る観点から、その学習活動を充実する。

3 各学校における取組

伝統や文化に関する教育を推進していくためには、地域や学校等の実態に応じて、学習指導要領に示す各教科等の目標や内容を踏まえ、我が国の伝統や文化に関する学習を教育課程上に適切に位置付けるとともに、児童生徒が学校教育の中で我が国の伝統や文化に触れたり、認識を深める機会を充実させたりすることに留意すること及び外部の人材や団体等との効果的な連携をするなどの工夫が考えられる。

学校における取組事例

～ 伝統文化の継承 ～

上下南小学校では、「おもてなしの心」をテーマに、『茶道』の作法や基本知識について学ぶ取組を行っている。学習発表会・地域行事等で、学んだことを生かし、児童が保護者等にお点前を披露してきた。本取組のおかげで、相手の考えや思いを受け止めたり、相手の気持ちを思いやったり、お互いに協力したりする態度が育まれている。



(府中市立上下南小学校)

～ 無形文化財の継承 ～

比和町では、農耕牛を家族同様に大切にしてきた。また、品種改良で優秀な飼育牛も生み出されてきた。その伝統が、無形文化財である4年に一度の牛供養田植として受け継がれてきている。比和中学校は、牛供養田植を全校生徒で引き継ぎ、比和伝統芸能振興会の指導をいただきながら技能を継承し、毎年地域のイベントで披露している。



(庄原市立比和中学校)

～ 伝統文化の発展への貢献 ～

安芸高田市には、地域に多数の神楽団が存在し、吉田高校にも神楽団に所属している生徒が在籍している。吉田高校神楽部では、神楽団ごとで異なる舞い方を参考に、初心者も含めて全員で相談しながら独自のものを創りあげている。そして、地域のイベントや敬老会、自治体の行事など、年間十数回の公演を行っている。同神楽部の部員は、地元の伝統を受け継ぎながら、同時に、新しいものを模索することで、伝統芸能の発展により貢献していきたいと考えている。



(吉田高等学校)